KUREHA

第102回
定時株主総会招集ご通知

開催日時

2015年６月24日（水曜日）午前10時

場　　所

ロイヤルパークホテル２階「春海の間」

議　　案

第１号議案　取締役６名選任の件

第２号議案　監査役２名選任の件

第３号議案　補欠監査役１名選任の件

第４号議案　取締役に対する賞与支給の件

目　　次

■ 第102回定時株主総会招集ご通知 ……1

（添付書類）

■ 事業報告 ……4

■ 連結計算書類 …… 32

■ 計算書類 …… 42

■ 監査報告書 …… 51

■ 株主総会参考書類 …… 55

株式会社クレハ

証券コード：4023

証券コード4023
2015年６月１日

株　主　の　皆　様　へ

東京都中央区日本橋浜町３－３－２
株式会社クレハ
代表取締役社長　小　林　　豊

第102回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第102回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、2015年６月23日（火曜日）午後５時30分までに、議決権を行使いただきますようお願い申しあげます。

【郵送（書面）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記議決権の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

「インターネットによる議決権行使のご案内」（３頁）をご参照のうえ、上記議決権の行使期限までに議決権を行使してください。

敬　具

記

1. 日　　時

2015年６月24日（水曜日）午前10時

2. 場　　所

東京都中央区日本橋蛎殻町２－１－１
ロイヤルパークホテル２階「春海の間」

3. 目的事項

報告事項

(1) 第102期（2014年４月１日から2015年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

(2) 第102期（2014年４月１日から2015年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案 取締役６名選任の件

第２号議案 監査役２名選任の件

第３号議案 補欠監査役１名選任の件

第４号議案 取締役に対する賞与支給の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎当日の受付開始時刻は午前９時を予定しております。

◎なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.kureha.co.jp）に掲載させていただきます。

なお、株主総会終了後の懇談会は開催いたしませんので、あらかじめご了承いただきますようお願い申しあげます。

インターネットによる議決権行使のご案内

1. インターネットによる議決権行使について

(1) 郵送（書面）による議決権行使に代えて、当社指定の「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）にて議決権を行使可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コードおよびパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従って入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

http://www.it-soukai.com

(2) 行使期限は2015年６月23日（火曜日）午後５時30分までであり、同時刻までに入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。

(3) 郵送（書面）とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。

(4) パスワード（株主様が変更されたものを含みます。）は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。

(5) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

（ご注意）
- パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを弊社よりお尋ねすることはございません。
- パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内にしたがってお手続きください。
- 議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

2. お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部**（以下）までお問い合わせください。

(1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先
フリーダイヤル **0120-768-524**（平日 9：00～21：00）

(2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先
フリーダイヤル **0120-288-324**（平日 9：00～17：00）

(添付書類)

事　業　報　告

(2014年４月１日から2015年３月31日まで)

1.　企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当期のわが国経済は、円安による輸入原材料コスト上昇による減速懸念があったものの、原油安の継続、消費税増税後の個人消費の回復もみられ全体としては緩やかな回復基調が続いております。また、世界経済は、欧州の停滞や中国の成長鈍化はあるものの米国の景気は底堅く推移しており、当社を取り巻く経営環境も改善の兆しが見えてきました。

当期の売上高は前期比1.4％増の1,501億82百万円、営業利益は前期比22.3％増の145億51百万円、経常利益は前期比26.4％増の154億26百万円、当期純利益は前期比24.9％増の91億95百万円となりました。

売　上　高

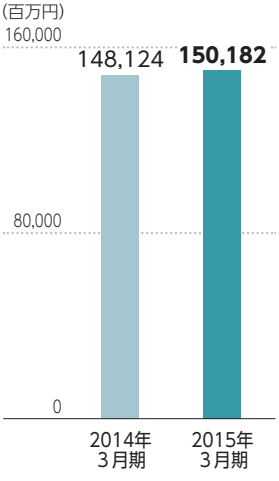

営　業　利　益

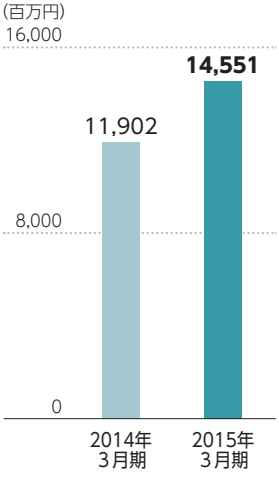

経　常　利　益

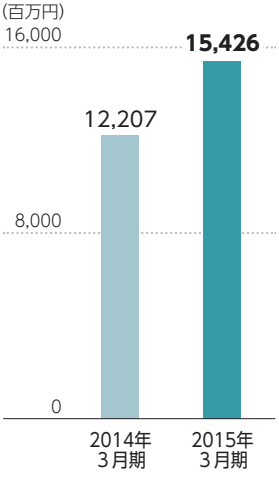

当期純利益

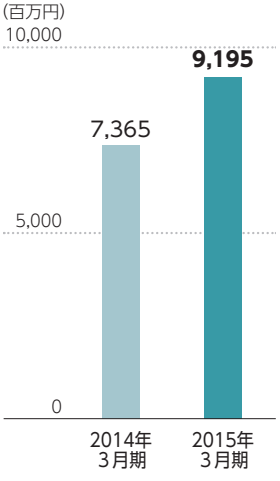

❖ 事業のセグメント別の状況

機能製品事業

機能樹脂分野では、PPS樹脂は自動車用途向けを中心に、ふっ化ビニリデン樹脂はリチウムイオン二次電池用バインダー用途・工業用途向けに、PGA（ポリグリコール酸）樹脂はシェールガス・オイル掘削用途向けに、それぞれ需要が拡大した結果、この分野の売上げは増加し、前期の営業損失から営業利益となりました。

炭素製品分野では、太陽電池向けシリコンインゴット製造装置用断熱材の需要が一部で回復傾向にあり、炭素繊維は売上げが増加し営業損失は減少しましたが、特殊炭素材料はコストが増加したため、この分野の売上げは増加しましたが営業損失は前期並みとなりました。

この結果、本セグメントの売上高は前期比10.3%増の361億87百万円となり、前期の営業損失から４億38百万円の営業利益となりました。

●売上高

(百万円)

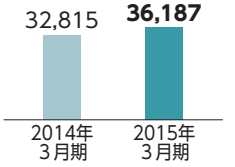

●営業利益

(百万円)

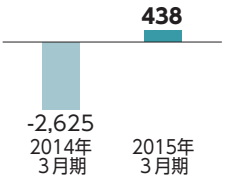

化学製品事業

医薬・農薬分野では、農業・園芸用殺菌剤「メトコナゾール」の北米市場での需要が減少したことに加え、慢性腎不全用剤「クレメジン」等の薬価改定および後発医薬品の伸長等の影響により、この分野の売上げは減少しましたが、医薬品事業における一時金収入により営業利益は増加しました。

工業薬品分野では、無機薬品類および有機薬品類の売上げが増加し、この分野の売上げ、営業利益はともに増加しました。

この結果、本セグメントの売上高は前期比2.9%減の355億35百万円となり、営業利益は前期比8.2%増の79億41百万円となりました。

●売上高

(百万円)

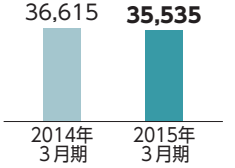

●営業利益

(百万円)

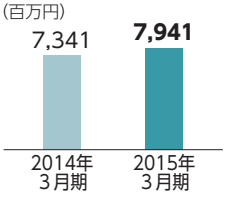

樹脂製品事業

コンシューマー・グッズ分野では、ふっ化ビニリデン釣糸「シーガー」の売上げは増加しましたが、家庭用ラップ「NEWクレラップ」は消費税率引き上げ前の駆け込み需要の反動等から売上げが減少するとともに、コストの増加もあり、この分野の売上げ、営業利益はともに減少しました。

業務用食品包装材分野では、熱収縮多層フィルムの売上げは減少しましたが、包装機械の売上げは増加し、この分野の売上げ、営業利益はともに増加しました。

この結果、本セグメントの売上高は前期比2.7%増の465億19百万円となり、営業利益は前期比19.0%減の36億60百万円となりました。

●売上高

(百万円)

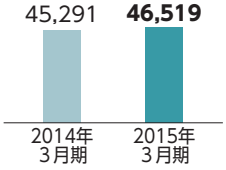

●営業利益

(百万円)

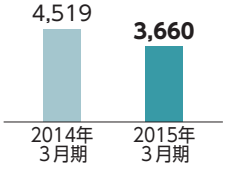

建設関連事業

建設事業は、震災復興関連工事等の公共工事が増加したことにより売上げ、営業利益はともに増加しました。

エンジニアリング事業は、プラント建設工事の減少により売上げ、営業利益はともに減少しました。

この結果、本セグメントの売上高は前期比3.0%減の167億21百万円となり、営業利益は前期比29.8%増の10億81百万円となりました。

●売上高

(百万円)

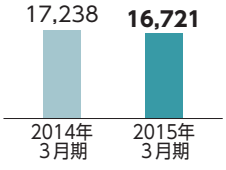

●営業利益

(百万円)

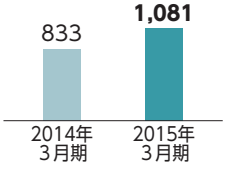

その他関連事業（前記のセグメントに属さないグループ会社の事業）

運送事業は、輸送業務の減少により売上げ、営業利益はともに減少しました。

環境事業は、環境エンジニアリングが減少したため売上げは減少しましたが、産業廃棄物処理が増加し営業利益は増加しました。

この結果、本セグメントの売上高は前期比5.8％減の152億18百万円となり、営業利益は前期比10.4％増の17億89百万円となりました。

●売上高

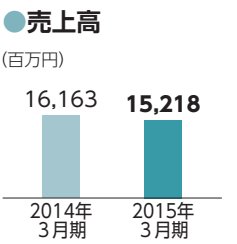

●営業利益

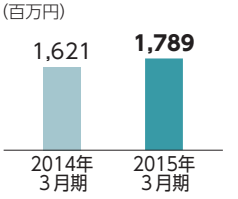

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施しました設備投資額は、総額175億57百万円です。
主たる設備は次の通りです。

当社生産本部いわき事業所	塩化ビニリデン樹脂製造関連設備	31億61百万円
当社研究開発本部総合研究所	研究開発設備	21億86百万円
当社生産本部いわき事業所	電力供給関連設備	13億46百万円
クレハロン・インダストリーB.V.（オランダ）	業務用食品包装材製造関連設備	11億48百万円
当社生産本部いわき事業所	機能樹脂製造関連設備	9億24百万円
当社生産本部いわき事業所	工業薬品製造関連設備	8億58百万円

(3) 資金調達の状況

政府による復興特区支援利子補給金制度の適用を受け、2014年８月29日に50億円の長期借入れを行いました。また、2015年３月６日に総額70億円の普通社債を発行しました。

(4) 対処すべき課題

2014年度のわが国経済は、期初には消費税増税の影響による景気減速がみられましたが、期の後半からは政府の経済政策等により緩やかな景気回復となりました。世界経済は、欧州の停滞や中国の成長鈍化はあるものの米国の景気回復が持続しており、緩やかな景気回復が続きました。

当社グループは、北米市場での農薬需要の減少による農業・園芸用殺菌剤の売上減、後発医薬品の伸長等の影響による医薬品の売上減がありましたが、PGA（ポリグリコール酸）樹脂を含む機能樹脂の売上が伸びるとともに、医薬品事業における一時金収入があり、売上げ、営業利益はともに前期比増加となりました。

今後、世界経済は緩やかな成長を持続し、また、わが国経済についても、雇用と所得環境の改善傾向が続くなかで、円安、原油価格下落の影響や各種政策の効果により、緩やかな成長が見込まれます。

このような中、当社グループは、農薬需要の低迷および後発医薬品の伸長等の影響により、厳しい経営環境が予想されますが、「中期経営計画Grow Globally-Ⅱ」の最終年度となる2015年度においても、「競争優位にある既存事業の強みを更に伸ばしながら、新規事業を育成・拡大すること」、「増産および新規投資によるグローバルな成長と投資回収を図ること」に注力し、企業価値向上を図ってまいります。

① PGA樹脂事業の推進
PGA（ポリグリコール酸）樹脂の加水分解性、機械的強度等の特性を活かし、シェールガス・オイル掘削用途向けの市場開拓を加速させ、収益の拡大に努めます。

② 既存事業の収益拡大
農薬事業および医薬品事業は厳しい事業環境となりますが、家庭用品事業の安定的収益を維持し、炭素繊維事業の採算性の向上、ふっ

化ビニリデン樹脂等の機能製品事業の海外展開による事業の拡大により、収益拡大に努めます。

③ 全社的な体質強化

グローバルな競争力強化のため、組織横断的なプロジェクトにより、当社グループ全体での体質強化を推進してまいります。過去２年間の経験を踏まえ、生産・販売、原燃料・設備・機器購買に係るコスト削減を一層進め、プロセス改良・開発による生産性向上ならびに管理業務の効率化を図ってまいります。

また、人財開発３ヵ年計画を策定し、グローバルな事業展開に対応できる人財の育成を進めております。

④ 企業理念に基づいた活動

「エクセレント・カンパニー」を目指し、コーポレート・ガバナンス、内部統制システム、コンプライアンスと安全を重視した企業体質の強化、成長の原動力となる人財の育成・確保に向けての取組みを一層強化してまいります。

＜コーポレート・ガバナンス＞

・取締役会は、業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役２名を含む10名以内で構成し、重要な経営事項の決定と業務執行の監督を行っております。
・経営会議は、代表取締役社長および代表取締役社長が指名する執行役員で構成し、中長期経営戦略および基本方針等について審議しております。
・連結経営会議を定期的に開催し、当社グループの基本的な運営方針等の意見交換を行い、連結経営の強化を図っております。
・事業年度毎の経営に対する責任を明確にするため、取締役および執行役員の任期は１年としております。

＜内部統制＞

内部統制の強化につきましては、内部統制システムの基本方針（22ページから25ページに記載）を制定し、当社およびグループ会社が業務遂行に当たり、法令を遵守し、業務を適正に遂行する体制を確保するよう各種委員会の設置や社内規程の整備をすすめております。

＜CSR（企業の社会的責任）活動＞

当社グループは、企業理念である「人と自然を大切にします。」の下に、2015年３月にCSR委員会を設置しました。レスポンシブル・ケア活動（環境保全、保安防災等に関する自主的管理活動）を中心に、「クレハ独自の技術を活かしたモノづくり」、「地域社会への貢献」、「社会の模範となる人財の輩出」に積極的に取り組むことで、社会に貢献してまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

(連結)

区　分	第 99 期 (2011年度)	第 100 期 (2012年度)	第 101 期 (2013年度)	第 102 期 (当連結会計年度) (2014年度)
売上高	128,358百万円	130,550百万円	148,124百万円	150,182百万円
経常利益	7,867百万円	6,570百万円	12,207百万円	15,426百万円
当期純利益	1,460百万円	3,212百万円	7,365百万円	9,195百万円
1株当たり当期純利益	8円51銭	18円71銭	42円87銭	53円53銭
総資産	186,223百万円	205,284百万円	224,459百万円	249,697百万円
純資産	88,554百万円	96,211百万円	106,190百万円	120,624百万円
1株当たり純資産額	510円37銭	546円69銭	604円00銭	687円80銭

(単独)

区　分	第 99 期 (2011年度)	第 100 期 (2012年度)	第 101 期 (2013年度)	第 102 期 (当期) (2014年度)
売上高	73,135百万円	73,802百万円	82,431百万円	86,373百万円
経常利益	6,206百万円	7,531百万円	9,361百万円	11,708百万円
当期純利益	1,030百万円	4,058百万円	5,704百万円	7,034百万円
1株当たり当期純利益	6円00銭	23円64銭	33円21銭	40円95銭
総資産	151,314百万円	166,492百万円	176,001百万円	193,048百万円
純資産	84,822百万円	89,179百万円	93,132百万円	101,594百万円
1株当たり純資産額	493円67銭	518円93銭	541円82銭	591円01銭

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社グループの出資比率（%）	主要な事業内容
株式会社クレハトレーディング	3億円	70.53	機能製品、化学製品、樹脂製品の購入、販売
クレハ運輸株式会社	3億円	100.00	運送および倉庫業務
クレハ錦建設株式会社	3億70百万円	75.00	土木・建築工事の施工請負、設計、測量等
クレハ合繊株式会社	1億20百万円	100.00	樹脂製品の製造、販売
クレハサービス株式会社	20百万円	100.00	不動産の売買、賃貸および管理、損害保険代理業
株式会社クレハ環境	2億40百万円	100.00	環境修復および産業廃棄物の処理
株式会社クレハエンジニアリング	2億40百万円	100.00	産業設備の設計、工事監理、運転保守管理
クレハエクステック株式会社	3億円	100.00	機能製品の製造、販売
株式会社クレハ分析センター	50百万円	100.00	各種物質の分析・測定および環境アセスメント
クレハスタッフサービス株式会社	20百万円	100.00	労働者派遣事業およびいわき事業所施設内の物流業務
クレハエクストロン株式会社	85百万円	100.00	機能製品の製造、販売
株式会社クレハ・バッテリー・マテリアルズ・ジャパン	10億39百万円	50.10	リチウムイオン電池用材料の製造、販売
クレハロン・インダストリー B.V.（オランダ）	2,722千ユーロ	100.00 (100.00)	食品包装材の製造、販売
クレハ GmbH（ドイツ）	51千ユーロ	100.00	有機薬品、農薬、炭素製品、医薬品、機能樹脂、包装機械等の輸入、販売
クレハ・ヨーロッパ B.V.（オランダ）	2,269千ユーロ	100.00	欧州事業会社への出資、融資等
クレハ・アメリカ Inc.（アメリカ）	7,446千米ドル	100.00	米国事業会社への出資、融資等
上海呉羽化学有限公司（中国）	12,900千米ドル	85.00	炭素繊維高級耐火材料の製造、販売
クレハ・ピージーエー LLC（アメリカ）	185,808千米ドル	100.00 (100.00)	機能製品の製造、販売
クレハ・ベトナム Co.,Ltd.（ベトナム）	21,900千米ドル	100.00	食品包装材の製造、販売
呉羽（中国）投資有限公司（中国）	69,750千米ドル	100.00	中国事業会社への出資、融資等
呉羽（常熟）ふっ素材料有限公司（中国）	60,000千米ドル	100.00 (100.00)	機能製品の製造、販売

（注）当社グループの出資比率欄の（ ）内は、当社の子会社が有する出資比率を内数で示しています。

(7) 主要な事業内容

事業	主要製品
機能製品事業	PPS樹脂 ふっ化ビニリデン樹脂 炭素繊維 球状活性炭 リチウムイオン電池用負極材 PGA（ポリグリコール酸）樹脂
化学製品事業	慢性腎不全用剤 抗悪性腫瘍剤 農業・園芸用殺菌剤 か性ソーダ 塩酸 次亜塩素酸ソーダ モノクロルベンゼン パラジクロルベンゼン オルソジクロルベンゼン
樹脂製品事業	家庭用ラップ 流し台用水切りゴミ袋 食品保存容器および調理シート ふっ化ビニリデン釣糸 塩化ビニリデン・フィルム 塩化ビニリデン・コンパウンド 熱収縮多層フィルム 多層ボトル 自動充填結紮機（食品包装用）
建設関連事業	土木・建築工事の施工請負業務 工事監理業務
その他関連事業	環境修復および産業廃棄物の処理 運送および倉庫業務 理化学分析、測定、試験および検査業務

(8) 主要な営業所ならびに事業所および研究所

① 当社

区　分	名　称　(所　在　地)
本　社	東京都中央区日本橋浜町３－３－２
営　業　所	大阪営業所、福岡営業所、名古屋営業所、仙台営業所
事　業　所	いわき事業所（福島県いわき市)、 樹脂加工事業所（茨城県小美玉市および兵庫県丹波市)
研　究　所	総合研究所（福島県いわき市)、農薬研究所（福島県いわき市)、 新材料研究所（福島県いわき市)、先進研究所（福島県いわき市)、 包材技術センター（茨城県小美玉市)、 特別研究室（福島県いわき市および茨城県小美玉市)

(注) 2015年４月１日付の組織改正で特別研究室の所在地は福島県いわき市になりました。

② 重要な子会社（設立順)

国　内	株式会社クレハトレーディング（東京都中央区)、 クレハ運輸株式会社（福島県いわき市)、クレハ錦建設株式会社（福島県いわき市)、 クレハ合繊株式会社（栃木県下都賀郡)、クレハサービス株式会社（東京都中央区)、 株式会社クレハ環境（福島県いわき市)、 株式会社クレハエンジニアリング（福島県いわき市)、 クレハ エクステック株式会社（茨城県かすみがうら市)、 株式会社クレハ分析センター（福島県いわき市)、 クレハスタッフサービス株式会社（福島県いわき市)、 クレハエクストロン株式会社（東京都大田区)、 株式会社クレハ・バッテリー・マテリアルズ・ジャパン（東京都中央区)
海　外	クレハロン・インダストリーB.V.（オランダ)、クレハGmbH（ドイツ)、 クレハ・ヨーロッパB.V.（オランダ)、クレハ・アメリカInc.（アメリカ)、 上海呉羽化学有限公司（中国)、クレハ・ピージーエーLLC（アメリカ)、 クレハ・ベトナムCo.,Ltd.（ベトナム)、呉羽（中国）投資有限公司（中国)、 呉羽（常熟）ふっ素材料有限公司（中国)

(9) 従業員の状況

従　業　員　数	前期末比増減
4,123名	43名増

(10) 主要な借入先

借　入　先	借　入　額
株式会社みずほ銀行	13,072百万円
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	6,169百万円
株式会社日本政策投資銀行	5,790百万円
株式会社東邦銀行	4,131百万円
株式会社常陽銀行	3,984百万円

2. 会社の株式に関する事項

(1) 株式に関する事項

① 発行可能株式総数　600,000,000株

② 発行済株式の総数　171,783,066株（自己株式9,900,843株を除く）

③ 株主数　14,814名

④ 上位10名の株主

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
明治安田生命保険相互会社	13,746	8.00
東京海上日動火災保険株式会社	8,232	4.79
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	6,864	4.00
第一三共株式会社	5,830	3.39
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	5,425	3.16
株式会社みずほ銀行	4,000	2.33
野村信託銀行株式会社（投信口）	3,973	2.31
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	2,770	1.61
みずほ信託銀行株式会社	2,664	1.55
ビービーエイチ　ビービーエイチテイーエスアイエー　ノムラ　フアンズ アイルランド　ピーエルシー　ジヤパン　ストラテジツ（アイルランド）	2,663	1.55

(注) 1. 千株未満は切り捨てて表示しております。
(注) 2. 当社は自己株式9,900千株を保有しておりますが、上記上位10名の株主から除いています。また、持株比率は自己株式を控除して計算しています。

(ご参考)

株式の所有者別構成比(%)

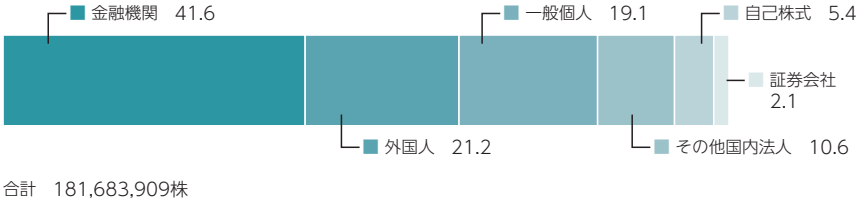

合計　181,683,909株

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

	第１回新株予約権	第２回新株予約権	第３回新株予約権	第４回新株予約権
発行決議の日	2007年６月27日	2008年６月26日	2009年６月25日	2010年６月25日
保有人数	取締役１名	取締役１名	取締役３名	取締役３名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	4,300株	4,400株	17,000株	18,600株
払込金額	払込を要しない	払込を要しない	払込を要しない	払込を要しない
行使価額	１株当たり１円	１株当たり１円	１株当たり１円	１株当たり１円
行使期間	2007年７月18日 ～2037年７月17日	2008年７月23日 ～2038年７月22日	2009年７月22日 ～2039年７月21日	2010年７月21日 ～2040年７月20日
行使条件	新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り新株予約権を一括してのみ行使できるものとし、その他の権利行使の条件については当社取締役会で決定するものとする。			

	第５回新株予約権	第６回新株予約権	第７回新株予約権	第８回新株予約権
発行決議の日	2011年６月24日	2012年６月26日	2013年６月25日	2014年６月25日
保有人数	取締役３名	取締役４名	取締役４名	取締役４名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	21,200株	40,000株	56,700株	33,900株
払込金額	払込を要しない	払込を要しない	払込を要しない	払込を要しない
行使価額	１株当たり１円	１株当たり１円	１株当たり１円	１株当たり１円
行使期間	2011年７月20日 ～2041年７月19日	2012年７月18日 ～2042年７月17日	2013年７月17日 ～2043年７月16日	2014年７月16日 ～2044年７月15日
行使条件	新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り新株予約権を一括してのみ行使できるものとし、その他の権利行使の条件については当社取締役会で決定するものとする。			

(注) 社外取締役、監査役には新株予約権を付与しておりません。

（2）その他新株予約権等に関する重要な事項（2015年３月31日現在）

2013年２月26日開催の取締役会決議に基づき発行した2018年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の概要

区分	2018年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債 （2013年３月14日（ロンドン時間）発行。以下、そのうち社債のみを「本社債」といい、新株予約権のみを「本新株予約権」といいます。）
新株予約権の数	750個
新株予約権の目的たる株式の種類および数またはその算定方法	当社普通株式 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使された本新株予約権に係る本社債の額面金額の総額を下記記載の転換価額で除した数とする。ただし、行使により生じる１株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
新株予約権の払込金額	無償
転換価額	433円
新株予約権を行使することが出来る期間	2013年３月28日から2018年２月28日の銀行営業終了時まで （行使請求受付場所現地時間）
新株予約権の行使条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
転換社債型新株予約権付社債の残高	150億円

4. 会社役員に関する事項

（1）取締役および監査役の氏名等（2015年３月31日現在）

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
小林　豊（こばやし　ゆたか）	代表取締役社長	
宗像　敬吉（むなかた　けいきち）	代表取締役副社長（企画・管理・経理部門統括、内部監査管掌）	
佐川　正（さがわ　ただし）	取締役専務執行役員（生産・RC部門統括、生産本部長、いわき事業所長）	
松尾　修介（まつお　しゅうすけ）	取締役常務執行役員（高機能材・PGA部門統括）	
竹田　恆治（たけだ　つねはる）	社外取締役	セイコーホールディングス株式会社（顧問） KCJ GROUP株式会社（社外取締役） 外務省外務人事審議会（委員） キャプラン株式会社（顧問） マンダリンオリエンタル東京株式会社（社外取締役）
馬谷　成人（うまたに　しげと）	社外取締役	株式会社みちのく銀行（社外監査役）
清輔　洋一（きよすけ　よういち）	常勤監査役	
山口　治紀（やまぐち　はるき）	常勤社外監査役	
佐藤　光男（さとう　みつお）	常勤監査役	
北村　大（きたむら　まさる）	社外監査役	北村・牧山法律事務所（弁護士） Americom Government Services,Inc.（日本における代表者）

（注）1. 社外取締役または社外監査役との記載は、会社法施行規則第２条第３項第５号に定める社外役員であることを示しています。
（注）2. 当社は、社外取締役竹田恆治氏、馬谷成人氏および社外監査役北村大氏を東京証券取引所が定める独立役員として東京証券取引所に届け出ています。
（注）3. 当社は、常勤社外監査役山口治紀氏を東京証券取引所が定める独立役員として2015年６月に東京証券取引所に届け出ます。
（注）4. 社外取締役竹田恆治氏は、株式会社パソナの顧問を兼務しておりましたが、2014年11月に株式会社パソナ顧問を退任いたしました。
（注）5. 常勤社外監査役山口治紀氏は、金融機関の出身で国際公認投資アナリストの資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
（注）6. 常勤監査役佐藤光男氏は、金融機関に勤務後、当社グループ会社経理部長を経験するなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。

(注) 7. 当事業年度末日後の取締役の異動
2015年４月１日付で次のとおり取締役の異動がありました。

氏　名		地　位	担　当
佐川　正	新	取締役専務執行役員	RC本部管掌、生産本部長
	旧	取締役専務執行役員	生産・RC部門統括、生産本部長、いわき事業所長
松尾　修介	新	取締役常務執行役員	高機能材事業部管掌
	旧	取締役常務執行役員	高機能材・PGA部門統括

● 当社は執行役員制度を導入しております。
2015年３月31日現在の取締役兼務者以外の執行役員は、次のとおりです。

氏　名	地　位	担　当
紫垣由城	常務執行役員	研究・エンジニアリング部門統括、エンジニアリング本部長
福沢直樹	常務執行役員	クレハロン事業部長
野田義夫	常務執行役員	企画本部長、改革推進プロジェクト統轄マネージャー
吉田　徹	執行役員	経理センター長
坂部　宏	執行役員	研究開発本部長
塩尻泰規	執行役員	生産本部いわき事業所副事業所長
田中宏幸	執行役員	管理本部長
佐藤通浩	執行役員	生産本部樹脂加工事業所長
山田文彦	執行役員	家庭用品事業部長
名武克泰	執行役員	高機能材事業部長
西畑直光	執行役員	PGA事業部長
米澤　哲	執行役員	化学品事業部長
並川昌弘	執行役員	医薬品事業部長

(注) 1. 坂部宏は、2015年４月１日付で執行役員を退任いたしました。
(注) 2. 2015年４月１日付で次のとおり執行役員の異動がありました。

氏　名		地　位	担　当
紫垣由城	新	常務執行役員	エンジニアリング本部長
	旧	常務執行役員	研究・エンジニアリング部門統括、エンジニアリング本部長
佐藤通浩	新	常務執行役員	研究開発本部長
	旧	執行役員	生産本部樹脂加工事業所長
塩尻泰規	新	執行役員	生産本部いわき事業所長
	旧	執行役員	生産本部いわき事業所副事業所長

（2）当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

取締役　６名　304,186千円（うち社外取締役２名　23,000千円）
監査役　４名　 85,860千円（うち社外監査役２名　33,600千円）

（注）1.　上記報酬等の額には、2015年６月24日開催の第102回定時株主総会に提出予定の「取締役に対する賞与支給の件」に基づく取締役賞与の総額62,000千円（うち社外取締役２名に対し総額2,600千円）が含まれています。
（注）2.　上記報酬等の額には、2014年７月15日開催の取締役会の決議により、社外取締役を除く取締役４名に対してストック・オプションとして付与した新株予約権17,153千円（報酬等としての額）が含まれています。

（3）社外役員に関する事項

①　社外取締役に関する事項

1）重要な兼職先と当社との関係

竹田恆治氏　　セイコーホールディングス株式会社の顧問を兼務しておりますが、当社と当該会社との間には重要な取引関係はありません。
KCJ GROUP株式会社の社外取締役を兼務しておりますが、当社と当該会社との間には重要な取引関係はありません。
外務省外務人事審議会の委員を兼務しておりますが、当社と当該審議会との間には重要な関係はありません。
キャプラン株式会社の顧問を兼務しておりますが、当社と当該会社との間には重要な取引関係はありません。
マンダリンオリエンタル東京株式会社の社外取締役を兼務しておりますが、当社と当該会社との間には重要な取引関係はありません。
株式会社パソナの顧問を兼務しておりましたが、当社と当該会社との間には重要な取引関係はありません。

馬谷成人氏　　株式会社みちのく銀行の社外監査役（非常勤）を兼務しておりますが、当社と当該会社との間には重要な取引関係はありません。

2）主要取引先等特定関係事業者との関係

竹田恆治氏　　該当する事項はありません。
馬谷成人氏　　該当する事項はありません。

3）当事業年度における主な活動状況

竹田恆治氏　　13回開催された取締役会のうち12回に出席し、事業会社の経営における高い見識と豊富な海外経験を生かして、企業経営全般の視点から、取締役会で適宜意思決定のための適正性を確保する発言を行いました。

馬谷成人氏　　13回開催された取締役会のすべてに出席し、金融機関と事業会社の経営における高い見識と豊富な海外経験を生かして、企業経営全般の視点から、取締役会で適宜意思決定のための適正性を確保する発言を行いました。

4）責任限定契約の内容の概要
会社法第427条第１項の規定により、会社法第423条第１項の責任について、当社は各社外取締役との間で、「社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは法令の定める額を限度として責任を限定する契約」を締結しています。

② 社外監査役に関する事項

1）重要な兼職先と当社との関係

山口治紀氏　該当する事項はありません。

北村　大氏　北村・牧山法律事務所弁護士を兼務しておりますが、当社と当該法律事務所の間には重要な取引関係はありません。
Americom Government Services,Inc.の日本における代表者を兼務しておりますが、当社と当該会社との間には重要な取引関係はありません。

2）主要取引先等特定関係事業者との関係

山口治紀氏　該当する事項はありません。

北村　大氏　該当する事項はありません。

3）当事業年度における主な活動状況

山口治紀氏　13回開催された取締役会のすべてに、また、15回開催された監査役会のすべてに出席し、金融機関経営者としての経験・専門知識等を生かしグローバルな視点から、意思決定の適法性・妥当性を確保するために、適宜必要な発言を行いました。

北村　大氏　13回開催された取締役会のうち12回に出席し、また、15回開催された監査役会のすべてに出席し、弁護士としての専門的見地から、意思決定の適法性・妥当性を確保するために、適宜必要な発言を行いました。

4）責任限定契約の内容の概要
会社法第427条第１項の規定により、会社法第423条第１項の責任について、当社は非常勤社外監査役である北村大氏との間で、「非常勤社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは法令の定める額を限度として責任を限定する契約」を締結しています。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	34百万円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	52百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分していませんので、上記金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めています。

(注) 2. 当社の重要な子会社のうち、クレハロン・インダストリーB.V.（オランダ）、クレハGmbH（ドイツ）、クレハ・ヨーロッパB.V.（オランダ）、クレハ・アメリカInc.（アメリカ）、上海呉羽化学有限公司（中国）、クレハ・ピージーエーLLC（アメリカ）、クレハ・ベトナムCo.,Ltd.（ベトナム）、呉羽（中国）投資有限公司（中国）、呉羽（常熟）ふっ素材料有限公司（中国）は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けています。

(3) 非監査業務の内容

当社が会計監査人に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、国際財務報告基準（IFRS）適用に関する指導・助言業務、および再生可能エネルギー固定価格買取制度の減免申請に関する確認業務等であります。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触し業務の停止処分等を受けることとなった場合は、その事実に基づき、監査役会の全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任する方針です。この場合、解任後最初に招集される株主総会におきまして、監査役会が選定した監査役から、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告する方針です。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を損なう事由の発生等により、適正な監査の遂行が困難である等と認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会が、株主総会に提出する当該会計監査人を不再任とし新たな会計監査人を選任する議案の内容を決定し、当該決定に基づき、取締役会が、当該議案を株主総会あて提出する方針です。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社が「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務ならびに当社および当社グループ会社からなる企業集団の業務の適正を確保するための体制」（内部統制システムの基本方針）として取締役会で決議した事項は次のとおりです。

＜企業活動の方針＞

当社は、コーポレート・ガバナンス（企業統治）の一層の向上を目指し、以下の企業理念、目指すべき方向、行動基準を内部統制の基本コンセプトにおき、企業活動の指針とします。

企業理念：

私たち（クレハ）は

・人と自然を大切にします。
・常に変革を行い成長し続けます。
・価値ある商品を創出して、社会の発展に貢献します。

目指すべき方向：

私たち（クレハ）は、エクセレント・カンパニーを目指し挑戦し続けます。

行動基準：

私たち（クレハ）は、地球市民として企業の社会的責任を認識して活動します。

お客様へ：

顧客満足を第一に誠意と行動で応えます。

仕 事 へ：

常に進歩と創造にチャレンジします。常に変化に対応し、グローバルな視野を持って行動します。

仲 間 へ：

相互の意思を尊重しチームワークを発揮します。

（1）当社の取締役・従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① 当社は、コンプライアンス（法令および社会的規範の遵守）体制として、「クレハグループ倫理憲章」および「コンプライアンス規程」を定め、コンプライアンス重視の企業風土を徹底すべく、体制のより一層の強化を図っています。

② 代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会は、当社のコンプライアンスを解説したコンプライアンス・ハンドブック、コンプライアンス行動基準解説書をもとに研修等を実施し、コンプライアンスの周知徹底を図っています。

③ 法令等に反する行為を早期に発見するために、社内および社外（弁護士）にコンプライアンスに関する報告や相談を受け付けるコンプライアンス相談窓口（ホットライン）を設置し、法令のみに留まらず社会的規範の遵守に努めています。

④ 当社は、反社会的勢力に対しては毅然とした対処をすることが重要であると認識し、そのことを法令遵守教育を通じて、社内に周知徹底させるとともに、平素より関係行政機関および外部専門機関と緊密に連携し、組織的な対応を図っています。

⑤ 当社は、内部監査の年次計画を取締役会で決議し、他部門から独立した代表取締役社長直轄の内部監査部が、コンプライアンスやリスク管理体制を含む会社の内部管理体制等の適切性や有効性を評価検証し、これに基づき改善に関する指摘や提言を行うこ

とにより、経営効率および社会的信頼度の向上に寄与する体制をとっています。

⑥ 当社は、製造会社として重要な課題であるレスポンシブル・ケア活動（環境保全、保安防災等に関する自主的管理活動）として、環境保全、保安防災、労働安全衛生、製品安全・品質保証、地域交流等の実施計画を策定し、実行しています。

⑦ 当社は、「財務報告に係る内部統制基本規程」を制定し、金融商品取引法に定められた「財務報告に係る内部統制の有効性に関する経営者による評価および公認会計士等による監査」を実施し、財務報告の信頼性の確保を図り、経営者（代表取締役）の責任の下、「内部統制報告書」を作成しています。

（2）当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報である各種議事録、決裁書類等については、「文書管理規程」等の社内規程に基づき、適切に書面または電磁的媒体に記録のうえ10年間保存し、適正な管理を行っています。

（3）当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社は、事業活動に伴い発生するリスクを分類し、リスク・マネジメント委員会、CSR委員会、情報統括委員会の各委員会がリスク管理を行う体制をとっています。各委員会は当該リスクを認識し、回避、軽減を図るため、具体的な対策について代表取締役社長に提言し、職制を通じ実行しています。

② 当社は、環境・安全リスク対応として、環境保全については環境マネジメントシステム（ISO14001）、品質保証については品質マネジメントシステム（ISO9001）、労働安全衛生・健康については労働安全衛生マネジメントシステム（OHSAS18001）を導入し、環境保全、品質保証、労働安全衛生の継続的な改善を行っています。

③ 当社は、企業情報の適正な管理と運営のために、「情報統括規程」、「情報セキュリティ管理規程」、「情報開示規程」に基づき、それぞれに委員会を組織し、適切な情報セキュリティと情報開示の管理を行っています。

④ 不測の事態が発生したときは、「非常事態対応規程」に基づき対策本部の設置等の対応を行い、人的安全確保を第一に、事業継続計画（BCP）を策定し、経済的損失を最小限に留め、企業活動を継続する体制を整えています。

（4）当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 当社は、コーポレート・ガバナンスの強化およびグループ経営における意思決定や業務執行の迅速化を図るため、経営における監督責任と執行責任を明確にしています。取締役会は、業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役２名を含む６名であり、合計10名を限度として構成し、代表取締役社長が議長を務め、原則月１回開催し、重要な経営事項の決定と業務執行の監督を行っています。経営会議は、代表取締役社長が議長を務め、代表取締役社長が指名する執行役員を構成メンバーとして原則月２

回開催し、経営全般にわたる中長期経営戦略および基本方針等について審議し、また「権限基準規程」に定めた事項について決議し、業務執行を行っています。

② 具体的な業務執行については「組織規程」、「権限基準規程」において、分掌業務およびその業務別・責任者別の権限について詳細を定め、効率的な運営を図っています。

(5) 当社および当社グループ会社における業務の適正を確保するための体制

① 当社は、グループ会社と共通の「クレハグループ倫理憲章」を定め、これをもとにグループ会社で「コンプライアンス規程」および「コンプライアンス相談窓口取扱規程」を定め、国内外の法令、社会的規範およびその精神を遵守するとともに社会的良識を持って行動しています。

② 内部監査部は、定期的にグループ会社の業務監査を行い、監査結果を経営会議に報告のうえ、改善事項や検討事項の早期実施を図るとともに、他のグループ会社への水平展開を行っています。

③ CSR委員会は、クレハグループ・レスポンシブル・ケア協議会を設置し、グループ会社におけるレスポンシブル・ケア活動の推進を支援および指導しています。

④ 当社とグループ会社における中・長期のビジョンおよびポリシーの統一を図ることを目的に連結経営会議を定期的に開催し、当社代表取締役社長が議長を務め、相互に経営方針、事業戦略につき意見交換を行うことにより連結経営の強化を図っています。

⑤ 当社は、グループ会社が当社に報告または事前協議する事項を「グループ会社管理運営規程」に定め、グループ会社の自主性を尊重しつつ、業務執行の適正な管理と監督に努めています。

⑥ 当社のコンプライアンス委員会は、グループ会社における「クレハグループ倫理憲章」の周知徹底およびコンプライアンスの遂行を支援および指導しています。

⑦ 当社のリスク・マネジメント委員会、CSR委員会、情報統括委員会の各委員会は、それぞれグループ会社におけるリスク・マネジメント、CSR活動、情報開示および情報セキュリティに関する情報管理の推進を支援および指導しています。

(6) 監査役の職務を補助すべき従業員に関する体制と当該従業員の取締役からの独立性および当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

① 監査役会との協議により、内部監査部の機能強化・拡充を図るとともに、監査役と内部監査部の緊密な連携により実効性ある監査に努めています。

② 監査役の要請によりその職務を補助すべき従業員を置く場合は、補助従業員の権限、配属部門、指揮命令権等の明確化を行い、取締役側からの独立性を確保し、当該従業員に対する指示の実効性を確保します。

(7) 当社の取締役・従業員や当社グループ会社役員・従業員等が当社の監査役に報告するための体制、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 取締役は、事業運営に影響を与える重要事項、コンプライアンス相談窓口（ホットライン）の報告および相談状況について監査役にすみやかに報告するものとし、監査役は必要に応じて取締役・従業員やグループ会社役員・従業員に対して報告を求めることができます。

② 当社は、監査役が取締役会の決議事項および報告事項の審議過程の把握ができる体制をとっています。また、経営会議および連結経営会議へも監査役の代表が出席し、議題・案件の審議状況の把握ができる体制をとっています。

③ 当社は、監査役へ全ての稟議書・伺書、内部監査部の監査結果およびお客様相談室受付状況等を報告しています。

④ 監査役会は、代表取締役社長と連結経営の運営、コーポレート・ガバナンス、経営状況、会社が対処すべき課題等の会社運営について定期的に意見交換を行っています。

⑤ 監査役会は、社外取締役とコーポレート・ガバナンス、経営状況、会社が対処すべき課題等の会社運営について定期的に意見交換を行っています。

⑥ コンプライアンス相談窓口（ホットライン）への報告や相談を行った者に対して、これを理由に一切の不利益な取扱いをしてはならない旨を「コンプライアンス相談窓口取扱規程」に定めています。

⑦ 当社は、監査役の職務の執行において発生する費用の一定額を毎年予算に計上し、監査に必要な経費を確保しています。

（ご参考）内部統制に関する模式図

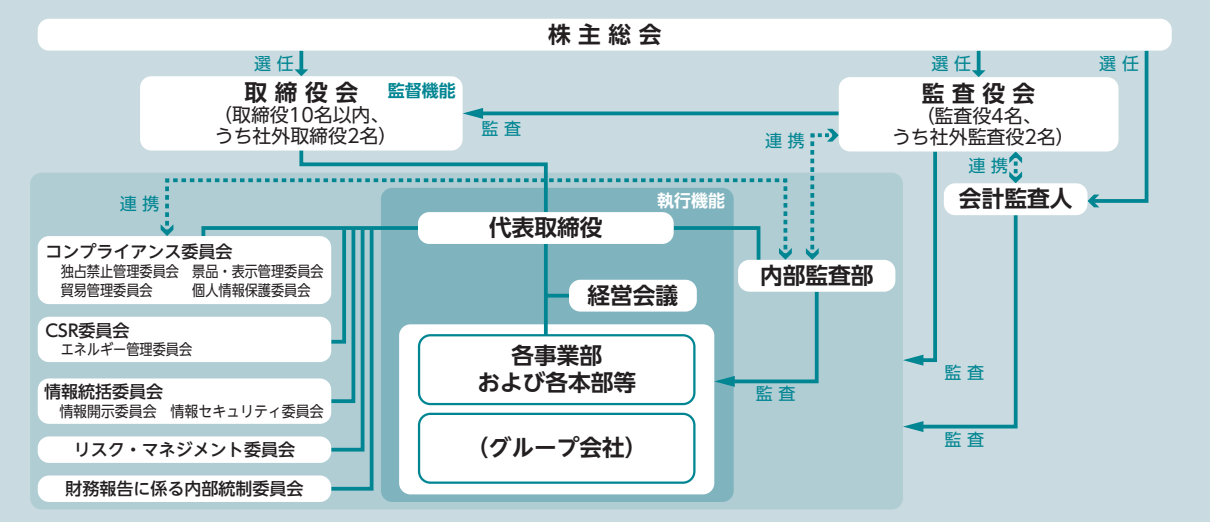

7. 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

① 当社の株式は譲渡自由が基本であり、当社の株主は、市場での自由な取引を通じて決まるものです。従って、当社は、当社経営の支配権の移転を伴うような買付提案等に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の自由な意思に基づき行われるべきものと考えています。

② 当社の企業価値・株主共同の利益の向上に資するものであれば、当社の株式を大量に取得し当社の経営に関与しようとする買付を否定するものではありませんが、当社株式の買付等の提案を受けた場合に、それが当社の企業価値・株主共同の利益に影響をおよぼすか否かにつき当社株主の皆様が適切にご判断されるためには、当社株式の買付等の提案をした者による買付後の当社の企業価値・株主共同の利益の向上に向けた取組み等について当社株主の皆様に十分に把握していただく必要があると考えます。

③ しかし、当社株式の買付等の提案の中には、会社や株主に対して買付に係る提案内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を与えないもの、買付目的や買付後の経営方針等に鑑み、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうことが明白であるもの、買付に応じることを株主に強要するような仕組みを有するもの、買付条件が会社の有する本来の企業価値・株主共同の利益に照らして不十分または不適切であるもの等、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれをもたらすものも想定されます。

当社は、このような企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模な買付行為等や買付提案を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては適切ではないと考えています。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社では、中期経営計画とコーポレート・ガバナンスの強化の両面から当社の企業価値・株主共同の利益の向上に取組んでいます。以下に掲げるこれらの取組みは、上記7（1）の基本方針の実現に資するものと考えています。

① 「中期経営計画Grow Globally-Ⅱ」による企業価値・株主共同の利益の向上の取組み

当社は、1944年の創業以来、当社株主はもとより、顧客、取引先、従業員、地域社会その他のステークホルダーの皆様との信頼関係を基盤とし、機能製品事業、化学製品事業、樹脂製品事業、建設関連事業、その他関連事業をグループ会社とともに展開しています。当社では、「私たちは、人と自然を大切にします。常に変革を行い成長し続けます。価値ある商品を創出して、社会の発展に貢献します。」という企業理念の元に、「中期経営計画Grow Globally-Ⅱ」（2012年度～2015年度）を策定し、これに定められた事業戦略を機動的に実行し、「競争優位にある既存事業の強みを更に伸ばしながら、新規事業を育成・拡大すること」、「増産および新規投資事業の投資回収を図りながら、更なる成長・増益を目指すこと」で、企業価値・株主共同の利益の向上を重視した経営を行っています。

当社は、この「中期経営計画Grow Globally-Ⅱ」において、CSR（企業の社会的責任）の考え方に基づいた事業運営を行っ

ています。CSRの考え方を「地球環境や人々の暮らしに有益なソリューションの提供」、「持続的成長をもたらす改革と事業拡大による経済的価値の向上」および「成長の原動力となる人財の育成・確保およびコンプライアンスと安全を重視した企業体質の確立」とし、これらの向上を通してその価値の総和である企業価値・株主共同の利益を向上させ、“エクセレント・カンパニー”を目指して運営してまいります。

② 「コーポレート・ガバナンスの強化」による企業価値・株主共同の利益向上の取組み

当社は、「コーポレート・ガバナンスの強化」を通じて、グループ会社とともに企業価値・株主共同の利益の向上を実現させていきたいと考えています。

具体的な取組みとしては、次の施策を実施しています。

1）経営機構改革

2007年４月より当社は、経営を取り巻く環境の変化に合わせ、より強固なグループ経営管理体制を構築し、コーポレート・ガバナンスを確立することを目的として、経営における監督責任と執行責任を明確にするため、執行役員制度を導入しました。これによって、取締役の役割を「執行」から「監督」主体とすることで経営の監督機能を強化するとともに、執行役員への権限委譲を行うことにより、業務執行上の意思決定の迅速化を図っています。

当社取締役会は、社外取締役（非常勤）２名、代表取締役社長１名、代表取締役副社長１名、取締役兼執行役員２名の合計６名であり、合計10名を限度として構成されることになっています。

また、監査役会は常勤監査役３名（うち社外監査役１名）および非常勤の社外監査役１名の合計４名で構成され、各監査役は、今後とも、取締役会その他の重要な会議に出席し、重要な決裁書類を閲覧することを含め、内部統制の運営状況等の確認を行い、必要に応じて取締役会に意見を述べる等、取締役の職務執行に対する監査を行っていきます。

2）内部統制システム

当社は、内部統制システムについての具体的な取組みとして、「クレハグループ倫理憲章」および「コンプライアンス規程」を定め、関係法令の遵守のみに留まらず社会的規範に則って行動することを目指し、コンプライアンス重視の企業風土を醸成すべく、代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会の下、コーポレート・ガバナンス体制の強化に努めております。また、環境保全、保安防災、労働安全衛生、製品安全・品質保証等の質の向上を目指したレスポンシブル・ケア活動を実施しています。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、上記７（1）の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公

開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に対する対応策（以下「本対応策」といいます。）を、2007年６月27日開催の定時株主総会において株主の皆様の承認を得て導入しました。さらに当社は、2013年６月25日開催の定時株主総会において株主の皆様の承認を得て、内容を一部変更した上で本対応策を更新しております。

本対応策の概要は以下のとおりです。

（注）本対応策の全文はインターネット上の当社ウェブサイト（http://www.kureha.co.jp/newsrelease/uploads/20130322_960.pdf）に掲載しています。

① 本対応策の目的

本対応策は、大規模買付行為が行われる場合に、買付に応じるべきか否かを株主の皆様に適切にご判断いただけるように、下記（3）②に記載する事前の情報提供に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定することにより、当社取締役会が大規模買付者から必要な情報を入手するとともに、その大規模買付行為や買付提案を評価・検討する時間を確保し、株主の皆様へ代替案も含めた判断のために必要な情報を提供することを目的としています。

② 大規模買付ルールの内容

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、（ⅰ）事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し（大規模買付者から情報の一部について提供が難しい旨の合理的な説明がある場合には、必要な情報が全て揃わなくても、情報提供に係る交渉を打ち切ることがあります。）、（ⅱ）当社取締役会による一定の評価期間（大規模買付行為の買付条件により最長60日または90日間）が経過した後（当社取締役会が株主意思の確認を行う場合は、株主意思確認の手続きが終了した後）に大規模買付行為を開始する、というものです。

③ 大規模買付行為がなされた場合の対応策

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明し、または、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得することに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらす等、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、取締役の善管注意義務に基づき、例外的に、当社の企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、必要かつ相当な範囲内で新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置を講じることがあります。

また、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置を講じることにより、大規模買付行為に対抗する場合があります。なお、大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するに当たっては、大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも、大規模買付者に提供を求めた情報のうち重要性が低い情報の一部

が提出されないことのみをもって大規模買付ルールを遵守していないと認定することはしないものとします。

④　株主・投資家に与える影響等

本対応策の導入時や更新承認時はもとより、対抗措置の発動時には、大規模買付者以外の株主の皆様が、法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。

(4) 上記７（2）の取組みとして記載の「中期経営計画Grow Globally-Ⅱ」および「コーポレート・ガバナンスの強化」ならびに上記７（3）の取組みとして記載の本対応策の次に掲げる要件への該当性に関する当社取締役会の判断およびその判断に係る理由

イ．当該取組みが基本方針に沿うものであること

ロ．当該取組みが当社の株主の共同の利益を損なうものではないこと

ハ．当該取組みが当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

「中期経営計画Grow Globally-Ⅱ」および「コーポレート・ガバナンスの強化」は、いずれも企業価値・株主利益の向上の実現を図るためのものであり、当社取締役会は、その内容からして、基本方針に沿い、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えています。

また、当社取締役会は、本対応策の策定に際して、以下を考慮することにより、本対応策が、上記の基本方針に沿い、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えています。

①　買収防衛策に関する指針の要件を充たしていること

本対応策は、「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」（2005年５月27日　経済産業省・法務省）の定める三原則（１企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、２事前開示・株主意思の原則、３必要性・相当性確保の原則）を充たしています。また、当社取締役会が大規模買付者に対して提供を求める情報を合理的に決定する旨を明示し、当社取締役会が対抗措置を発動することができる場合につき、当該大規模買付行為が一定の類型に形式的に該当するだけでは足りず、それによって、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと明らかに認められることが必要である旨を明示する等、「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」（2008年６月30日 企業価値研究会）その他昨今の買収防衛策に関する議論等を踏まえた内容となっております。さらに、本対応策は、東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則等の趣旨に合致するものです。

②　企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって更新されていること

本対応策は、大規模買付行為が行われる場合に、買付に応じるべきか否かを株主の皆様に適切にご判断していただけるように、当社取締役会が大規模買付者から必要な情報を入手するとともに、その大規模買付行為や買付提案を評価・検討する時間を確保

し、株主の皆様へ代替案も含めた判断のために必要な情報を提供することを可能とすることで、企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって更新されたものです。

③ 株主意思を尊重するものであること

当社は、2013年６月25日開催の定時株主総会において本対応策の更新について株主の皆様の意思を問い、出席株主（議決権行使書により議決権行使を行う株主を含みます。）の皆様の議決権の過半数のご賛同を得ており、本対応策の有効期間は当該定時株主総会の日から３年間（2016年６月に開催予定の定時株主総会終結の時まで）とし、以降、本対応策の更新（一部修正した上での継続も含みます。）については定時株主総会の承認を経ることとしています。また、本対応策は、その有効期間中であっても株主総会において本対応策を廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとしており、株主意思を尊重するものとなっています。

なお、当社取締役の任期は従来通り１年とし、その点でも株主意思を尊重するものとなっています。

④ 独立性の高い社外者の判断の重視

本対応策を適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性および合理性を担保するため、独立委員会を設置しております。独立委員会の委員は３名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役または社外有識者の中から選任しております。本対応策に記載の対抗措置を講じる場合には、その判断の合理性および公正性を担保するために、まず当社取締役会は対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は当社の企業価値・株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討の上で当社取締役会に対し対抗措置を発動することができる状態にあるか否か等について勧告を行うものとします。なお、独立委員会決議は、原則として、独立委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行います（ただし、委員に事故あるとき、その他やむを得ない事情があるときは、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行います。）。当社取締役会は、対抗措置を講じるか否か等の判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

⑤ 合理的な客観的要件の設定

本対応策は、合理的かつ詳細な客観的要件が充たされなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものと考えます。

⑥ デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本対応策は、当社株主総会の決議または当社取締役会の決議で廃止することができるため、いわゆるデッドハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は、取締役任期を１年とし、期差任期制を採用していないため、本対応策はスローハンド型買収防

衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、利益を向上させ、資産効率を高めることにより企業価値を向上させることが株主の皆様の利益につながるものと考えています。利益の配分については、長期的な成長の実現に向け企業体質の強化および将来の事業展開に備えるとともに、安定的、継続的な配当を実施することを基本方針としています。

当期末は、2014年６月21日に創立70周年を迎えた節目の年度に好業績を達成できたことから、株主の皆様へ感謝の意を表し、１株当たり普通配当5.5円に１円の記念配当を加えた6.5円を１株当たりの配当金とし、これにより中間配当金5.5円を加えた年間配当金は１株につき12円となります。

なお、2006年６月28日開催の株主総会において、会社法第459条第１項に基づき「剰余金の配当等を取締役会が決定する旨」の定款の変更を決議しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2015年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	**75,949**	**流動負債**	**70,262**
現金及び預金	7,772	支払手形及び買掛金	13,766
受取手形及び売掛金	28,984	短期借入金	18,094
商品及び製品	26,303	1年内償還予定の社債	10,000
仕掛品	1,144	1年内返済予定の長期借入金	6,772
原材料及び貯蔵品	5,327	未払金	7,247
繰延税金資産	2,506	未払法人税等	2,430
その他	4,102	未払費用	5,734
貸倒引当金	△ 192	賞与引当金	2,712
固定資産	**173,748**	役員賞与引当金	196
有形固定資産	**123,185**	環境対策引当金	21
建物及び構築物	39,198	その他	3,285
機械装置及び運搬具	49,514	**固定負債**	**58,810**
土地	13,264	社債	17,000
建設仮勘定	18,123	新株予約権付社債	15,000
その他	3,085	長期借入金	19,770
無形固定資産	**2,448**	繰延税金負債	4,125
投資その他の資産	**48,114**	役員退職慰労引当金	229
投資有価証券	26,960	環境対策引当金	374
出資金	13,178	退職給付に係る負債	550
長期貸付金	1,975	資産除去債務	804
退職給付に係る資産	2,415	その他	955
繰延税金資産	1,787	**負債合計**	**129,072**
その他	1,927	純資産の部	
貸倒引当金	△ 129	**株主資本**	**102,150**
		資本金	**12,460**
		資本剰余金	**10,013**
		利益剰余金	**84,163**
		自己株式	**△ 4,487**
		その他の包括利益累計額	**16,002**
		その他有価証券評価差額金	**9,352**
		繰延ヘッジ損益	**△ 5**
		為替換算調整勘定	**7,272**
		退職給付に係る調整累計額	**△ 615**
		新株予約権	**68**
		少数株主持分	**2,403**
		純資産合計	**120,624**
資産合計	**249,697**	**負債・純資産合計**	**249,697**

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2014年４月１日から2015年３月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		150,182
売上原価		107,714
売上総利益		**42,467**
販売費及び一般管理費		27,916
営業利益		**14,551**
営業外収益		
受取利息	55	
受取配当金	622	
持分法による投資利益	188	
為替差益	912	
その他	559	2,339
営業外費用		
支払利息	701	
売上割引	482	
その他	280	1,464
経常利益		**15,426**
特別利益		
受取賠償金	314	
投資有価証券売却益	70	
固定資産売却益	37	
その他	6	429
特別損失		
固定資産除売却損	1,063	
子会社整理損	751	
出資金評価損	399	
その他	48	2,262
税金等調整前当期純利益		**13,593**
法人税、住民税及び事業税	4,061	
法人税等調整額	367	4,429
少数株主損益調整前当期純利益		**9,163**
少数株主損失		32
当期純利益		**9,195**

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2014年4月1日から2015年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	12,460	10,013	78,289	△ 4,483	96,279
会計方針の変更による累積的影響額			△ 276		△ 276
会計方針の変更を反映した当期首残高	12,460	10,013	78,012	△ 4,483	96,002
当期変動額					
連結子会社と非連結子会社の合併による利益剰余金の変動額			△ 23		△ 23
連結子会社の決算期変更に伴う増減			△ 1,048		△ 1,048
剰余金の配当			△ 1,975		△ 1,975
当期純利益			9,195		9,195
自己株式の取得				△ 4	△ 4
その他			2		2
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	6,151	△ 4	6,147
当期末残高	12,460	10,013	84,163	△ 4,487	102,150

	その他の包括利益累計額					新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	5,649	△ 17	3,621	△ 1,771	7,481	51	2,378	106,190
会計方針の変更による累積的影響額							2	△ 274
会計方針の変更を反映した当期首残高	5,649	△ 17	3,621	△ 1,771	7,481	51	2,380	105,916
当期変動額								
連結子会社と非連結子会社の合併による利益剰余金の変動額								△ 23
連結子会社の決算期変更に伴う増減								△ 1,048
剰余金の配当								△ 1,975
当期純利益								9,195
自己株式の取得								△ 4
その他								2
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	3,703	11	3,650	1,155	8,521	16	22	8,560
当期変動額合計	3,703	11	3,650	1,155	8,521	16	22	14,707
当期末残高	9,352	△ 5	7,272	△ 615	16,002	68	2,403	120,624

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結注記表

（連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）

1. 連結の範囲に関する事項

（1）連結子会社の数……37社

主要な連結子会社の名称

㈱クレハトレーディング、クレハ運輸㈱、クレハ錦建設㈱、クレハ合繊㈱、クレハサービス㈱、㈱クレハ環境、㈱クレハエンジニアリング、クレハ エクステック㈱、㈱クレハ分析センター、クレハスタッフサービス㈱、クレハエクストロン㈱、㈱クレハ・バッテリー・マテリアルズ・ジャパン、クレハロン・インダストリーB.V.（オランダ）、クレハGmbH（ドイツ）、クレハ・ヨーロッパB.V.（オランダ）、クレハ・アメリカInc.（アメリカ）、上海呉羽化学有限公司（中国）、クレハ・ピージーエーLLC（アメリカ）、クレハ・ベトナムCo.,Ltd.（ベトナム）、呉羽（中国）投資有限公司（中国）、呉羽（常熟）ふっ素材料有限公司（中国）

（2）非連結子会社の数……１社

会社名：㈱さんしゃいんクレハ

なお、㈱さんしゃいんクレハの総資産、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも少額であり、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

（1）持分法を適用した関連会社の数……１社

会社名：南通匯羽豊新材料有限公司（中国）

（2）持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の数……５社

主要な会社名：㈱さんしゃいんクレハ

持分法を適用していない理由

持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

従来、連結子会社のうち決算日が12月31日であった在外子会社については、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っておりましたが、連結財務情報のより適正な開示を図るため、当連結会計年度より、クレハ・アメリカInc.、クレハ・ヨーロッパB.V.等10社については決算日を３月31日に変更し、呉羽（中国）投資有限公司等４社については連結決算日である３月31日に仮決算を行い連結する方法に変更しております。なお、これらの決算期変更に伴う、当該子会社の2014年１月１日から2014年３月31日までの３か月分の損益については利益剰余金に直接計上しております。

4. 会計処理基準に関する事項

（1）重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……決算日前１ヶ月の市場価格の平均に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

②デリバティブ
時価法
③たな卸資産
主として総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
①有形固定資産（リース資産を除く）
定額法
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物及び構築物　……10～50年
機械装置及び運搬具…… 7～20年
工具、器具及び備品…… 4～10年
②無形固定資産（リース資産を除く）
定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
③リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
(3) 重要な引当金の計上基準
①貸倒引当金
売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、当社及び国内連結子会社は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。又、在外連結子会社は、主として債権の実態に応じ貸倒見積額を計上しております。
②賞与引当金
従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額により計上しております。
③役員賞与引当金
役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額により計上しております。
④環境対策引当金
PCB（ポリ塩化ビフェニル）の処分等に係る支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。
⑤役員退職慰労引当金
国内連結子会社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく必要額を計上しております。
(4) その他の連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
①繰延資産の処理方法
社債発行費……支出時に全額費用処理しております。

②ヘッジ会計の方法

（イ）ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については特例処理によっております。

（ロ）ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
金利スワップ等	借入金等

（ハ）ヘッジ方針

変動金利の借入債務を固定金利に変換することによって、金利上昇リスクを回避し、調達コストの低減化を図り、キャッシュ・フローを固定化するため、金利スワップ取引等を行っております。なお、当該取引は社内管理規程に従って行っております。

（ニ）ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎として、ヘッジ有効性を評価しております。但し、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

③退職給付に係る会計処理の方法

（イ）退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

（ロ）数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その全額を発生年度に処理することとしております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

（ハ）小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社の退職給付債務については、退職給付に係る自己都合要支給額を用いております。

④完成工事高及び完成工事原価の計上基準

（イ）当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

（ロ）その他の工事

工事完成基準

⑤のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、発生年度より実質的判断による年数の見積もりが可能なものはその見積もり年数で、その他については５年間で定額法により償却しております。

⑥重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債並びに収益及び費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。

⑦消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

⑧連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

（会計方針の変更に関する注記）

（退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用しております。

これにより、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更すると共に、割引率の決定方法についても、従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率を使用する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

なお、当連結会計年度の損益及び財政状態並びに１株当たり情報に与える影響は、軽微であります。

（表示方法の変更に関する注記）

（連結貸借対照表）

前連結会計年度において、「流動負債」の「短期借入金」に含めていた「１年内返済予定の長期借入金」は、明瞭性を高めるため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

（会計上の見積りの変更に関する注記）

（有形固定資産の耐用年数の変更）

当社グループでは、当連結会計年度において大規模製造設備を新設することから、従前の耐用年数を引き続き適用すべきか否かについて検討を行ってまいりました。またERP導入以降、製造プラントに係るメンテナンス・データの体系的蓄積がなされてきたことを契機に、製造プラントのメンテナンス状況及びライフサイクルを精査いたしました。その結果、既設新設を問わず、一定期間に亘って製造プラントの機能を発揮させるメンテナンス技術が合理的に実証され、当該一定期間を基準として耐用年数を変更すべきものと判断いたしました。このため、当連結会計年度より、当社および一部の連結子会社において「機械装置及び運搬具」のうち製造プラントの耐用年数を見直しております。

本見直しの結果、従来の方法に比べて当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ1,014百万円増加しております。

（連結貸借対照表に関する注記）

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

建物及び構築物	16,567百万円
機械装置及び運搬具	13,386百万円
土地	3,897百万円
投資有価証券	5,105百万円
合計	38,956百万円

担保に係る債務

支払手形及び買掛金	483百万円
短期借入金	40百万円
１年内返済予定の長期借入金	262百万円
長期借入金	54百万円
その他	350百万円
合計	1,191百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 172,971百万円

3. 保証債務

従業員の金融機関からの借入金に対する保証 59百万円

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数 181,683,909株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決　議	株式の種類	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
2014年４月15日取締役会	普通株式	1,030百万円	6円00銭	2014年３月31日	2014年６月３日
2014年10月21日取締役会	普通株式	944百万円	5円50銭	2014年９月30日	2014年12月２日
計		1,975百万円			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決　議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
2015年４月21日取締役会	普通株式	利益剰余金	1,116百万円	6円50銭	2015年３月31日	2015年６月２日

3. 新株予約権に関する事項

新株予約権の目的となる株式の種類及び株式数

普通株式 196,100株

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金を金融機関からの借入及び社債発行により調達しております。短期的な運転資金については、銀行借入及びコマーシャル・ペーパーにより調達しており、又、一時的な余資が発生した場合には、短期的な預金等に限定し、運用しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理制度に沿ってリスク低減を図っております。

投資有価証券は、取引先企業との業務に関連する株式であり、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。

デリバティブ取引は、外貨建ての債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引及び借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であり、社内管理規程に従い、行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2015年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額（＊１）	時　価（＊１）	差　額
(1) 現金及び預金	7,772	7,772	—
(2) 受取手形及び売掛金	28,984		
貸倒引当金	△192		
差引	28,791	28,791	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	26,026	26,026	—
(4) 長期貸付金（１年以内回収予定を含む）	2,070	2,216	146
(5) 支払手形及び買掛金	(13,766)	(13,766)	—
(6) 短期借入金	(18,094)	(18,094)	—
(7) 未払金	(7,247)	(7,247)	—
(8) 社債（１年以内償還予定を含む）	(27,000)	(27,222)	△222
(9) 新株予約権付社債	(15,000)	(18,544)	△3,544
(10) 長期借入金（１年以内返済予定を含む）	(26,542)	(26,588)	△46
(11) デリバティブ取引（＊２）			
① ヘッジ会計が適用されていないもの	(0)	(0)	—
② ヘッジ会計が適用されているもの	(9)	(9)	—

（＊１） 負債に計上されているものについては、（　）で示しております。
（＊２） デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（　）で示しております。

（注） １　金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券
これらの時価については、株式は取引所の価格によっております。

(4) 長期貸付金
長期貸付金の時価の算定は、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 支払手形及び買掛金、(6) 短期借入金、並びに (7) 未払金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
(8) 社債
当社の発行する社債の時価については、市場価格に基づき算定しております。
(9) 新株予約権付社債
この時価については、取引先金融機関から提示された価格によっております。
(10) 長期借入金
長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。
(11) デリバティブ取引
①ヘッジ会計が適用されていないもの
為替予約取引であり、時価の算定方法は、先物為替相場によっております。
②ヘッジ会計が適用されているもの
金利スワップ取引等であり、時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等によっております。

(注) 2 非上場株式（連結貸借対照表計上額315百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	687円80銭
2. 1株当たり当期純利益	53円53銭
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益	44円51銭

(減損損失に関する注記)

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

(単位：百万円)

用途	場所	種類	金額
製造設備	アメリカ合衆国 ペンシルバニア州	建物	255
		機械装置	397
		その他	8

当社グループは、原則として事業用資産については事業区分別にグルーピングし、遊休資産については物件ごとにグルーピングしております。

上記製造設備については、当社の連結子会社であるクレハ・アメリカInc.の100%子会社であるクレハ・アドバンスド・マテリアルズLLCの解散を決定したことに伴い、当該会社の固定資産を回収可能価額まで減額し、その減少額(660百万円) を特別損失の子会社整理損に含めて計上しております。

なお、回収可能価額は、正味売却価額または使用価値のいずれか高いほうにて測定しております。正味売却価額は、建物については不動産鑑定士による評価額等を、機械装置その他については正味売却予定額等を基準にして合理的に算定した価額により評価しております。使用価値は、将来キャッシュ・フローが見込めないため零と算定しております。

計　算　書　類

貸借対照表 (2015年３月31日現在)

(単位：百万円)

科　目	金　額	科　目	金　額
資　産　の　部		**負　債　の　部**	
流動資産	**51,912**	**流動負債**	**43,524**
現金及び預金	2,360	買掛金	5,911
受取手形	376	短期借入金	6,710
売掛金	16,167	１年内償還予定の社債	10,000
商品及び製品	20,887	１年内返済予定の長期借入金	3,254
仕掛品	104	リース債務	99
原材料及び貯蔵品	3,540	未払金	6,455
前払費用	437	未払費用	4,520
繰延税金資産	1,796	未払法人税等	1,765
短期貸付金	3,112	前受金	40
未収入金	1,943	預り金	2,698
その他	1,195	賞与引当金	1,832
貸倒引当金	△　10	役員賞与引当金	62
固定資産	**141,135**	環境対策引当金	29
有形固定資産	**72,577**	その他	147
建物	17,388	**固定負債**	**47,929**
構築物	12,078	社債	17,000
機械及び装置	24,484	新株予約権付社債	15,000
車両運搬具	42	長期借入金	11,104
工具、器具及び備品	1,908	リース債務	186
土地	9,302	繰延税金負債	3,757
リース資産	266	環境対策引当金	452
建設仮勘定	7,106	退職給付引当金	172
無形固定資産	**1,496**	資産除去債務	241
ソフトウェア	646	その他	13
その他	850	**負債合計**	**91,453**
投資その他の資産	**67,061**	**純　資　産　の　部**	
投資有価証券	24,805	**株主資本**	**92,484**
関係会社株式	23,438	**資本金**	**12,460**
出資金	60	**資本剰余金**	**10,203**
関係会社出資金	11,045	資本準備金	10,203
長期貸付金	4,358	**利益剰余金**	**74,308**
長期前払費用	145	利益準備金	3,115
前払年金費用	2,544	その他利益剰余金	71,193
その他	701	別途積立金	40,280
貸倒引当金	△　39	繰越利益剰余金	30,913
		自己株式	△　**4,487**
		評価・換算差額等	**9,041**
		その他有価証券評価差額金	**9,041**
		新株予約権	**68**
		純資産合計	**101,594**
資産合計	**193,048**	**負債・純資産合計**	**193,048**

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2014年４月１日から2015年３月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		86,373
売上原価		56,368
売上総利益		**30,004**
販売費及び一般管理費		19,857
営業利益		**10,147**
営業外収益		
受取利息	117	
受取配当金	1,541	
設備賃貸料	216	
為替差益	521	
その他	302	2,699
営業外費用		
支払利息	67	
社債利息	298	
売上割引	475	
貸与資産減価償却費	103	
その他	192	1,138
経常利益		**11,708**
特別利益		
受取賠償金	271	
投資有価証券売却益	70	
その他	16	358
特別損失		
固定資産除売却損	1,018	
関係会社株式評価損	900	
出資金評価損	399	
その他	11	2,330
税引前当期純利益		**9,736**
法人税、住民税及び事業税	2,559	
法人税等調整額	142	2,702
当期純利益		**7,034**

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2014年4月1日から2015年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	12,460	10,203	10,203	3,115	40,280	26,003	69,398	△ 4,483	87,578
会計方針の変更による累積的影響額						△ 149	△ 149		△ 149
会計方針の変更を反映した当期首残高	12,460	10,203	10,203	3,115	40,280	25,854	69,249	△ 4,483	87,429
当期変動額									
剰余金の配当						△ 1,975	△ 1,975		△ 1,975
当期純利益						7,034	7,034		7,034
自己株式の取得								△ 4	△ 4
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	5,059	5,059	△ 4	5,055
当期末残高	12,460	10,203	10,203	3,115	40,280	30,913	74,308	△ 4,487	92,484

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	5,501	5,501	51	93,132
会計方針の変更による累積的影響額				△ 149
会計方針の変更を反映した当期首残高	5,501	5,501	51	92,982
当期変動額				
剰余金の配当				△1,975
当期純利益				7,034
自己株式の取得				△ 4
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	3,539	3,539	16	3,556
当期変動額合計	3,539	3,539	16	8,611
当期末残高	9,041	9,041	68	101,594

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 資産の評価基準及び評価方法

（1）有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……決算日前１ヶ月の市場価格の平均に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

（2）デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ　……時価法

（3）たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産　　……主として総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	……15～50年
構築物	……10～45年
機械及び装置	…… ７～20年
車両運搬具	…… ４～ ７年
工具、器具及び備品	…… ４～10年

（2）無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

（3）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

（4）長期前払費用

均等償却

3. 引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

（2）賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額により計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額により計上しております。

(4) 環境対策引当金

PCB（ポリ塩化ビフェニル）の処分等に係る支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づいて計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その全額を発生年度に処理することとしております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

社債発行費……支出時に全額費用処理しております。

(2) ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については特例処理によっております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
金利スワップ	借入金

③ヘッジ方針

変動金利の借入債務を固定金利に変換することによって、金利上昇リスクを回避し、調達コストの低減化を図り、キャッシュ・フローを固定化するため、金利スワップ取引を行っております。なお、当該取引は社内管理規程に従って行っております。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎として、ヘッジ有効性を評価しております。但し、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(3) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

(4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(6) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用しております。

これにより、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更すると共に、割引率の決定方法についても、従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率を使用する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

なお、当事業年度の損益及び財政状態並びに１株当たり情報に与える影響は、軽微であります。

(表示方法の変更に関する注記)

(貸借対照表)

前事業年度において、「流動負債」の「短期借入金」に含めていた「１年内返済予定の長期借入金」は、明瞭性を高めるため、当事業年度より独立掲記することとしております。

(会計上の見積りの変更に関する注記)

(有形固定資産の耐用年数の変更)

当社グループでは、当事業年度において大規模製造設備を新設することから、従前の耐用年数を引き続き適用すべきか否かについて検討を行ってまいりました。またERP導入以降、製造プラントに係るメンテナンス・データの体系的蓄積がなされてきたことを契機に、製造プラントのメンテナンス状況及びライフサイクルを精査いたしました。その結果、既設新設を問わず、一定期間に亘って製造プラントの機能を発揮させるメンテナンス技術が合理的に実証され、当該一定期間を基準として耐用年数を変更すべきものと判断いたしました。このため、当事業年度より、当社において「機械及び装置」のうち製造プラントの耐用年数を見直しております。

本見直しの結果、従来の方法に比べて当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ975百万円増加しております。

（貸借対照表に関する注記）

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

建物	7,970百万円
構築物	7,392百万円
機械及び装置	13,049百万円
土地	3,229百万円
投資有価証券	4,875百万円
合計	36,516百万円

担保に係る債務

１年内返済予定の長期借入金	106百万円
長期借入金	1百万円
合計	107百万円

上記担保に供している資産のうち、投資有価証券4,875百万円は関係会社の借入金490百万円に対する債務保証にも供されております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額　144,476百万円

3. 保証債務

（単位：百万円）

被保証者	保証金額	（外貨による保証金額）	被保証債務の内容
〔保証債務〕			
クレハサービス株式会社	350		長期未払金
従業員	59		銀行借入
株式会社クレハ・バッテリー・マテリアルズ・ジャパン	608		〃
クレハ･アメリカInc.（アメリカ）	9,455	(78,681千米ドル)	〃
クレハ･ベトナムCo.,Ltd.（ベトナム）	167		銀行借入（円建）
上海呉羽化学有限公司（中国）	60	(500千米ドル)	銀行借入
〃	22		銀行借入（円建）
呉羽（常熟）ふっ素材料有限公司（中国）	457	(23,651千元)	銀行借入
〃	2,785		銀行借入（円建）
計	13,967		
〔経営指導念書〕			
クレハ･ヨーロッパB.V.（オランダ）	782	(6,000千ユーロ)	銀行借入
合計	14,749		

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	11,398百万円
長期金銭債権	2,482百万円
短期金銭債務	5,860百万円

（損益計算書に関する注記）

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	20,019百万円
仕入高	16,721百万円
営業取引以外の取引による取引高	6,672百万円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	9,900,843株

（税効果会計に関する注記）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減価償却限度超過額	607百万円
賞与引当金	601百万円
未払費用	393百万円
固定資産除売却損	390百万円
試験研究費	303百万円
関係会社株式評価損	288百万円
たな卸資産評価損	287百万円
その他	853百万円
繰延税金資産　小計	3,725百万円
評価性引当額	△594百万円
繰延税金資産　合計	3,131百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△4,228百万円
前払年金費用	△815百万円
その他	△47百万円
繰延税金負債　合計	△5,091百万円
繰延税金負債の純額	△1,960百万円

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が平成27年３月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成27年４月１日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.38％から、回収又は支払が見込まれる期間が平成27年４

月１日から平成28年３月31日までのものは32.83%、平成28年４月１日以降のものについては32.07%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）が258百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が178百万円、その他有価証券評価差額金が437百万円それぞれ増加しております。

（関連当事者との取引に関する注記）

（単位：百万円）

属性	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科　目	期末残高
子会社	㈱クレハ・バッテリー・マテリアルズ・ジャパン	所有 直接　50.10%	製品の販売 役員の兼任	製品の売上 （注１）	5,617	売掛金	2,160
子会社	クレハ錦建設㈱	所有 直接　75.00%	工場設備建設の発注 役員の兼任	建設工事 （注２）	1,944	未払金	222
子会社	㈱クレハエンジニアリング	所有 直接100.00%	工事監理等の委託 役員の兼任	建設工事 （注２）	2,079	未払金	421
子会社	クレハ・アメリカInc.（アメリカ）	所有 直接100.00%	米国子会社の統括 役員の兼任	債務保証 （注３） 保証料の受入	9,455 9	— —	— —
子会社	呉羽（常熟）ふっ素材料有限公司（中国）	所有 間接100.00%	製品の購入 役員の兼任	債務保証 （注３） 保証料の受入	3,243 3	— —	— —
子会社	呉羽（中国）投資有限公司（中国）	所有 直接100.00%	中国子会社の統括 役員の兼任	増資の引受	1,983	—	—

上記の金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）市場価格等を勘案して価格を決定しております。

（注２）市場価格等を勘案して価格を決定しております。

（注３）銀行借入に対して債務保証を行なっており、保証料を受領しております。

（１株当たり情報に関する注記）

1.　１株当たり純資産額　591円01銭

2.　１株当たり当期純利益　40円95銭

3.　潜在株式調整後１株当たり当期純利益　34円05銭

監　査　報　告　書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成 27 年 5 月 12 日

株式会社クレハ
　　取 締 役 会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　布施木　孝　叔　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　齊　藤　直　人　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　櫛　田　達　也　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社クレハの平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社クレハ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成 27 年 5 月 12 日

株式会社クレハ
　　取 締 役 会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　布施木　孝　叔　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　齊　藤　直　人　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　櫛　田　達　也　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社クレハの平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第102期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2014年４月１日から2015年３月31日までの第102期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

四　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものはなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人　新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人　新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2015 年 5 月 14 日

株式会社クレハ　監査役会

常勤監査役	清　輔　洋　一　㊞
常勤社外監査役	山　口　治　紀　㊞
常勤監査役	佐　藤　光　男　㊞
社外監査役	北　村　　大　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　取締役６名選任の件

取締役の任期は１年ですので、本総会終結の時をもって、取締役全員６名が任期満了となります。つきましては、取締役６名の選任をお願いいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	小林（こばやし）　豊（ゆたか） （1951年12月25日生）	1974年　４月　当社入社 1998年　１月　当社錦工場勤労部長 2000年　６月　クレハ・ケミカルズ（シンガポール）Pte. Ltd. 取締役社長 2003年　１月　当社関連事業統括部長 2004年　４月　当社総合企画部長 2005年　４月　当社化学品事業部長 2005年　６月　当社取締役　化学品事業部長 2007年　６月　当社常務執行役員　化学品事業部長（執行役員制度導入により役位変更） 2008年　４月　当社常務執行役員　新事業推進本部長、化学品事業部長 2009年　６月　当社取締役常務執行役員　新事業推進本部長、化学品事業部長 2010年　４月　当社取締役常務執行役員　PGA事業部長、化学品事業部長、新事業推進本部管掌 2010年　６月　当社取締役常務執行役員　PGA事業部長、化学品事業部長 2012年　４月　当社代表取締役副社長　営業部門統括、PGA事業部長 2012年　９月　当社代表取締役社長　PGA事業部長 2013年　４月　当社代表取締役社長（現任）	87,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	佐川（さがわ） 正（ただし） （1953年1月10日生）	1974年 3月 当社入社 2000年 4月 当社合成樹脂部長 2003年 4月 当社家庭用品事業部副事業部長、家庭用品企画・開発部長、化学品事業部長補佐 2004年 5月 当社家庭用品事業部長 2005年 6月 当社取締役 家庭用品事業部長 2007年 6月 当社常務執行役員 家庭用品事業部長（執行役員制度導入により役位変更） 2009年 6月 当社取締役常務執行役員 家庭用品事業部長 2013年 4月 当社取締役専務執行役員 生産本部長、いわき事業所長 2014年 4月 当社取締役専務執行役員 生産・RC部門統括、生産本部長、いわき事業所長 2015年 4月 当社取締役専務執行役員 RC本部管掌、生産本部長（現任）	64,000株
3	野田（のだ） 義夫（よしお） （1959年1月19日生） 新任	1981年 4月 当社入社 2001年 6月 当社財務部長 2007年 1月 当社総合企画部長 2011年 4月 当社化学品事業部副事業部長 2012年 4月 当社執行役員 化学品事業部長 2013年 4月 当社執行役員 企画本部長、改革推進プロジェクト統轄マネージャー 2014年 4月 当社常務執行役員 企画本部長、改革推進プロジェクト統轄マネージャー（現任）	9,000株
4	佐藤（さとう） 通浩（みちひろ） （1960年6月21日生） 新任	1984年 4月 当社入社 2006年 4月 当社家庭用品企画・開発部長 2011年 1月 当社リビング営業統括部長 2012年 4月 当社家庭用品事業部副事業部長 2013年 1月 当社生産本部樹脂加工事業所副事業所長 2013年 4月 当社執行役員 生産本部樹脂加工事業所長 2015年 4月 当社常務執行役員 研究開発本部長（現任）	5,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	【社外取締役候補者】 竹田恆治（たけだつねはる） （1944年８月３日生）	1967年　３月　伊藤忠商事株式会社入社 1992年　８月　伊藤忠インターナショナル会社バイスプレジデント、ワシントン事務所長 1995年　４月　同社シニアバイスプレジデント、ワシントン事務所長 1999年　４月　伊藤忠商事株式会社社会関連管理部部長 2001年　７月　同社大洋州総支配人（シドニー駐在）兼伊藤忠豪州会社社長、伊藤忠ニュージーランド会社社長 2003年　６月　同社執行役員、関西担当役員 2005年　５月　同社退社 2005年　６月　中央設備エンジニアリング株式会社代表取締役社長 2007年　６月　同社退社 2007年　８月　在ブルガリア特命全権大使 2010年 10月　同退任 2011年　５月　セイコーホールディングス株式会社　顧問（現任） 2011年　６月　KCJ GROUP株式会社　社外取締役（現任） 2011年　９月　外務省外務人事審議会委員（現任） 2012年　６月　キャプラン株式会社顧問（現任） 2013年　６月　当社社外取締役（現任） 2013年　７月　マンダリンオリエンタル東京株式会社社外取締役（現任） 【重要な兼職の状況】 セイコーホールディングス株式会社顧問 KCJ GROUP株式会社社外取締役 外務省外務人事審議会委員 キャプラン株式会社顧問 マンダリンオリエンタル東京株式会社社外取締役 【社外取締役候補者の選任理由】 事業会社の経営における高い見識と豊富な海外経験に鑑み、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。その見識と経験を生かして、企業経営全般の視点から当社の経営を監督していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。 【独立性に関する考え方】 竹田恆治氏は、現在、セイコーホールディングス株式会社顧問、KCJ GROUP株式会社社外取締役、外務省外務人事審議会委員、キャプラン株式会社顧問およびマンダリンオリエンタル東京株式会社社外取締役を務めていますが、セイコーホールディングス株式会社、KCJ GROUP株式会社、外務省外務人事審議会、キャプラン株式会社およびマンダリンオリエンタル東京株式会社と当社および当社子会社との間に重要な取引等はありません。 また、同氏は、2005年５月まで伊藤忠商事株式会社の業務執行に携わっていましたが、同社と当社および当社子会社との間には原料購入および製品販売等の取引がありますが、直近３事業年度の何れにおいても、当社および当社子会社の同社からの購入実績は、当社連結の売上原価、販売費および一般管理費の合計額の２％未満かつ同社の売上高の１％未満であり、また、当社および当社子会社の同社に対する売上高は、当社連結売上高の３％未満であり、また同氏が同社を退社してから10年以上が経過しています。 上記のことから、同氏と一般株主との間で利益相反が生じるおそれはないと判断しております。 なお、当社は同氏を東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出ております。	0株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
6	【社外取締役候補者】 馬谷成人（うまたにしげと） （1950年１月15日生）	1972年　４月　株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 2001年　６月　同行執行役員本店審議役（グローバル企画部） 2002年　３月　同行退社 2002年　４月　みずほ証券株式会社常務執行役員 2003年　４月　同社理事 2003年　６月　同社退社 2003年　６月　日本酸素株式会社（現大陽日酸株式会社）常勤監査役 2004年 10月　大陽日酸株式会社業務本部海外事業統括部長 2005年　６月　同社執行役員 ナショナル・オキシジェン・プライベイト・リミテッド社長 2007年　６月　同社常務執行役員 ナショナル・オキシジェン・プライベイト・リミテッド社長 2009年　６月　同社常勤監査役 2013年　６月　同社常勤監査役退任 2013年　６月　株式会社みちのく銀行社外監査役（現任） 2013年　６月　当社社外取締役（現任） 【重要な兼職の状況】 株式会社みちのく銀行社外監査役 【社外取締役候補者の選任理由】 金融機関および事業会社の経営における高い見識と豊富な海外経験に鑑み、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。その見識と経験を生かして、企業経営全般の視点から当社の経営を監督していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。 【独立性に関する考え方】 馬谷成人氏は、現在、株式会社みちのく銀行社外監査役を務めていますが、株式会社みちのく銀行と当社および当社子会社との間に重要な取引はありません。 また、同氏は2002年３月まで株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行）の業務執行に携わっていました。現在の同行と当社および当社子会社との間には、借入れ等の取引関係がありますが、当社および当社子会社は複数の金融機関と取引を行っており、2015年３月期末における同行からの借入れは当社および当社子会社の有利子負債総額の15％程度であり、また、同氏が同行を退社してから10年以上が経過しています。 また、同氏は、2002年４月から2003年６月までみずほ証券株式会社に勤務していました。同社と当社および当社子会社との間には、証券関連業務の取引がありますが、直近３事業年度の何れにおいても、当社および当社子会社の同社への業務委託実績は、当社連結の売上原価、販売費および一般管理費の合計額の１％未満かつ同社の営業収益の１％未満であります。	0株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
6	馬谷成人（うまたにしげと） （1950年１月15日生） つづき	【独立性に関する考え方】つづき また、同氏は、2003年６月から日本酸素株式会社（現大陽日酸株式会社）の常勤監査役を務め、2004年10月から2009年６月まで同社の業務執行に携わり、2009年６月から2013年６月まで同社の常勤監査役を務めていました。同社と当社および当社子会社との間には、原料購入および製品販売等の取引がありますが、直近３事業年度の何れにおいても、当社および当社子会社の同社からの購入実績は、当社連結の売上原価、販売費および一般管理費の合計額の１％未満かつ同社の売上高の１％未満であり、また、当社および当社子会社の同社に対する売上高は、当社連結売上高の１％未満であります。 上記のことから、同氏と一般株主との間で利益相反が生じるおそれはないと判断しております。 なお、当社は同氏を東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出ております。 【過去５年間に他の株式会社の取締役または監査役に就任していた場合において、その在任中に当該株式会社における法令または定款違反の事実、その他不当な業務執行が行われた事実、その事実の発生および発生後の対応について】 馬谷成人氏が2009年６月から2013年６月まで常勤監査役を務めた大陽日酸株式会社は、2010年１月に独占禁止法違反の嫌疑で公正取引委員会の立入検査を受け、その後、2011年５月にエアセパレートガス（液体酸素、液体窒素、液体アルゴン）について他の事業者と共同して販売価格の引き上げを行ったとして、事前通知に基づく排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。同氏は、当該違反の事実につき、公正取引委員会の立入検査時まで認識しておりませんでしたが、常勤監査役就任後、取締役会、内部統制委員会等の重要会議に出席し、独占禁止法を含む法令遵守体制の確立が内部統制体制構築の重点事項として取り組まれている事を確認するとともに、役員面談、支社あるいは関係会社への監査役往査を通じてその遵守状況につき聴取、確認を行っておりました。公正取引委員会の立入検査後は、定期的に担当部門から進捗状況を聴取するとともに、取締役会、内部統制委員会等の場において、再発防止ならびにコンプライアンスの徹底、強化に向けた提言を行い、再発防止を監査役会の最重点監査項目として、役員面談、支社あるいは関係会社への往査を通じてその遵守状況につき聴取、確認を行いました。	0株

1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 竹田恆治氏および馬谷成人氏が当社社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって２年になります。
3. 社外取締役との責任限定契約について
   竹田恆治氏および馬谷成人氏の選任をご承認いただいた場合は、当社は、両氏との間で法令に定める限度まで責任を限定する責任限定契約を締結する予定です。

第２号議案　監査役２名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役清輔洋一、北村 大の両氏は任期満了となります。つきましては、監査役２名の選任をお願いいたします。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	新村 浩一（にいむら こういち） （1953年11月10日生） 新任	1978年 4月　当社入社 2009年 10月　当社生物医学研究所長 2011年 4月　当社特別研究室主幹研究員 2014年 12月　当社研究開発本部主幹研究員（現任）	15,000株
2	【社外監査役候補者】 北村 大（きたむら まさる） （1952年10月23日生）	1977年 4月　外務省入省 1992年 4月　第一東京弁護士会登録 1992年 4月　北村法律事務所（現北村・牧山法律事務所）開設　弁護士（現任） 2007年 3月　Americom Government Services,Inc.日本における代表者（現任） 2011年 6月　当社社外監査役（現任） 【重要な兼職の状況】 北村・牧山法律事務所弁護士 Americom Government Services,Inc.日本における代表者 【社外監査役候補者の選任理由】 弁護士および元外交官としての専門的な知識・経験等を生かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。 【独立性に関する考え方】 北村 大氏は、現在、北村・牧山法律事務所弁護士、Americom Government Services,Inc.日本における代表者を務めていますが、北村・牧山法律事務所、Americom Government Services,Inc.と当社および当社子会社との間に重要な取引はありません。 なお、当社は同氏を東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出ております。	0株

1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 北村 大氏が当社社外監査役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって４年になります。
3. 社外監査役との責任限定契約について
   北村 大氏の選任をご承認いただいた場合は、当社は、同氏との間で法令に定める限度まで責任を限定する責任限定契約を締結する予定です。

第３号議案　補欠監査役１名選任の件

2011年６月24日開催の定時株主総会においてなされた補欠監査役松尾 眞氏の選任に係る決議の効力が本総会の開始の時をもって失効することに伴い、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、本総会に改めて補欠の社外監査役候補者１名の選任をお願いいたします。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略歴および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
松尾（まつお）　眞（まこと） （1949年５月28日生）	1975年　４月　第一東京弁護士会登録 1988年　１月　デメルジャパン株式会社　社外取締役（現任） 1989年　４月　桃尾・松尾・難波法律事務所　パートナー弁護士（現任） 1998年　８月　株式会社ナイキジャパン　社外監査役（現任） 2007年　６月　株式会社カプコン　社外取締役（現任） 2008年　３月　バーバリー・ジャパン株式会社　社外監査役（現任） 2008年 10月　JVC・ケンウッド・ホールディングス株式会社（現株式会社JVCケンウッド）社外取締役 2009年　６月　東レ株式会社社外監査役（2015年６月下旬退任予定） 2011年　６月　当社補欠監査役 2014年　４月　ソレイジア･ファーマ株式会社　社外監査役（現任） 2014年　６月　セオリア ファーマ株式会社　社外監査役（現任） 2015年　３月　東燃ゼネラル石油株式会社　社外取締役（現任） 【重要な兼職の状況】 桃尾・松尾・難波法律事務所パートナー弁護士 デメルジャパン株式会社社外取締役 株式会社ナイキジャパン社外監査役 株式会社カプコン社外取締役 バーバリー・ジャパン株式会社社外監査役 ソレイジア・ファーマ株式会社社外監査役 セオリア ファーマ株式会社社外監査役 東燃ゼネラル石油株式会社社外取締役 【社外監査役候補者の選任理由】 弁護士としての専門的な知識と豊富な経験等を生かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。 なお、同氏は、過去に社外取締役または社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与しておりませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。	0株

氏　　名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
松尾　眞（まつお　まこと） (1949年５月28日生) つづき	【独立性に関する考え方】 松尾 眞氏は、現在、桃尾・松尾・難波法律事務所パートナー弁護士、デメルジャパン株式会社社外取締役、株式会社ナイキジャパン社外監査役、株式会社カプコン社外取締役、バーバリー・ジャパン株式会社社外監査役、ソレイジア・ファーマ株式会社社外監査役、セオリア ファーマ株式会社社外監査役、東燃ゼネラル石油株式会社社外取締役を務めておりますが、桃尾・松尾・難波法律事務所、デメルジャパン株式会社、株式会社カプコン、バーバリー・ジャパン株式会社、ソレイジア・ファーマ株式会社、セオリア ファーマ株式会社、東燃ゼネラル石油株式会社と当社および当社子会社との間に重要な取引はありません。 なお、松尾 眞氏が監査役に就任した場合、当社は同氏を東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出る予定であります。 【過去５年間に他の株式会社の取締役または監査役に就任していた場合において、その在任中に当該株式会社における法令または定款違反の事実、その他不当な業務執行が行われた事実、その事実の発生および発生後の対応について】 松尾 眞氏が2010年６月まで社外取締役として就任していたJVC・ケンウッド・ホールディングス株式会社およびそれ以前に社外監査役に就任していた日本ビクター株式会社の在任中の不適切な会計処理にともなう有価証券報告書等の虚偽記載について、金融庁から課徴金納付命令の決定を受けております。同氏は、当該事実には関与しておらず、日頃から取締役会、監査役会等において法令遵守およびコンプライアンス重視の視点に立った提言をしておりました。発生後は、第三者委員会による調査の実施、再発防止等の策定等について積極的に意見表明を行いました。	0株

1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 松尾 眞氏は補欠の社外監査役候補者であります。
3. 社外監査役との責任限定契約について
   当社は、松尾 眞氏が監査役に就任された場合には、社外監査役として当社との間で法令に定める限度まで責任を限定する責任限定契約を締結する予定です。

第４号議案　取締役に対する賞与支給の件

当期の業績等を勘案し、業績連動賞与として、当期末の取締役６名に対して総額62,000千円（うち社外取締役２名に対して総額2,600千円）の役員賞与を支給したいと存じます。各取締役に対する配分等の決定は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

以　上

株主総会会場ご案内図

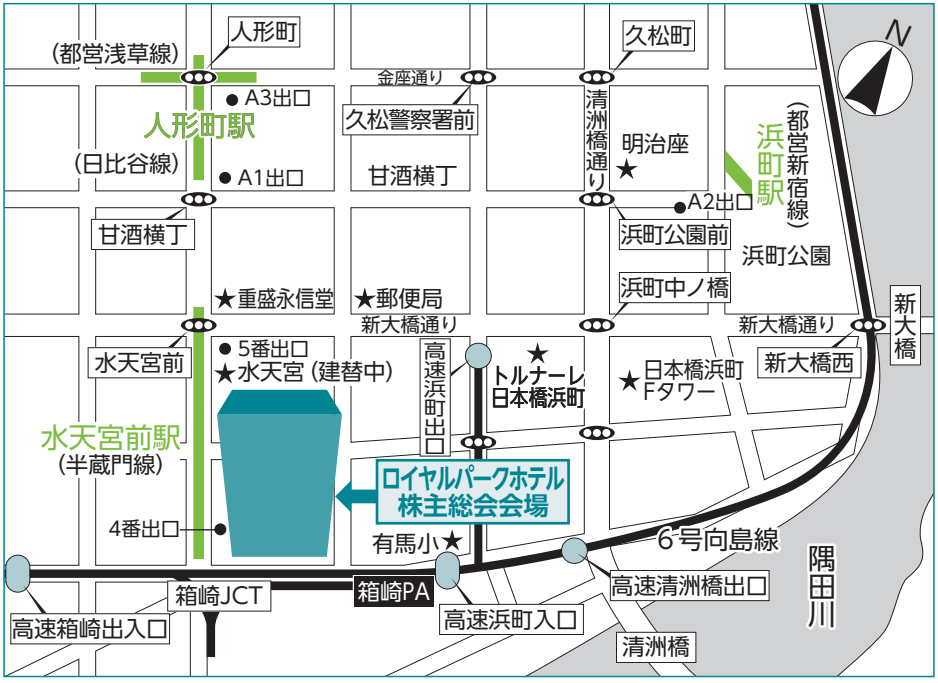

東京都中央区日本橋蛎殻町２－１－１
ロイヤルパークホテル２階「春海の間」
電話（03）3667－1111（代表）

交通機関

- 地下鉄半蔵門線水天宮前駅４番出口とホテルが直結しております。
- 地下鉄日比谷線人形町駅Ａ１出口より徒歩約７分
- 地下鉄都営浅草線人形町駅Ａ３出口より徒歩約10分
- 地下鉄都営新宿線浜町駅Ａ２出口より徒歩約12分

※会場には、本総会専用の駐車場の用意はございませんので、ご了承ください。

株式会社クレハ
KUREHA CORPORATION

UD FONT
見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

VEGETABLE OIL INK
環境に配慮した植物油インキを使用しています。